

庁舎清掃等業務契約書(案)

発注者 分任支出負担行為担当官 中部森林管理局 伊那谷総合治山事業所長 中嶋 章 と、受注者 とは、令和8年度 伊那谷総合治山事業所庁舎清掃等業務について、次のとおり請負契約を締結する。

(契約の主要事項)

第1条 この契約の主要事項は次のとおりである。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | 令和8年度 伊那谷総合治山事業所庁舎清掃等業務 |
| (2) 契約金額 | ¥ . -
(うち取引に係る消費税等額 ¥ . -)
内訳については、別紙「契約金額内訳書」のとおり |
| (3) 業務場所 | 長野県飯田市座光寺5152-1
伊那谷総合治山事業所庁舎及び敷地内 |
| (4) 業務内容 | 庁舎清掃等業務仕様書のとおり |
| (5) 契約期間 | 令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで |
| (6) 契約保証金 | 免除する |

(総則)

第2条 受注者は、「庁舎清掃等業務仕様書」に基づき、誠実に庁舎清掃等の作業を行わなければならぬ。

2 作業の実行にあたっては、発注者の指定する職員の指示に従うものとする。

(作業従事者の届出)

第3条 受注者は、作業従事者の氏名及び住所を予め書面をもって発注者に届け出るものとする。

(作業従事者の義務)

第4条 受注者の作業従事者は、発注者の指定する職員の承認を得ずに作業物件の所在する場所以外に立ち入り、又は正当な理由なくして備付物件を所定の場所以外に持ち出すことはできない。

2 受注者の作業従事者は、清掃等の作業中知った秘密を守らなければならない。

(作業従事者の変更請求)

第5条 発注者は、作業従事者の清掃等の作業その他の行為に著しく不適当と認められる者があるときは、その事由を明示して受注者にその交替を求めることができる。

(清掃作業等の検査)

第6条 受注者は、第1条(1)の庁舎清掃作業について毎日、作業開始時間、終了時間、作業場及び作業内容を発注者の指定した書面に記入のうえ、発注者の指定する職員に毎月提出し、検査を受けるものとする。

2 受注者は、前項の検査に立ち会わないことがあっても、異議を申し立てないものとする。

3 受注者は、第1項の検査に不合格となった場合には、直ちに発注者の指定する職員の指示に従って、手直しを行うものとする。

(請負代金の請求及び支払)

第7条 請負金額の請求は1ヶ月毎とし、完了分について発注者は、受注者の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請負代金を支払うものとする。なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、発注者の責に帰すべき理由により前項の約定期間内に代金を支払わない場合は、支払期限到来日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条の第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。
- 3 第2項の期限までに支払をしないことが天災、その他やむを得ない理由によるときは、その理由の継続する期間は約定期間に算入しないものとする。

(損害賠償責任)

第8条 受注者は、清掃作業等の実行にあたり故意又は重過失により庁舎の設備、備付物件、貸与品等を亡失又は毀損したときは、これを速やかに自己の責任において補修し、若しくは取り替え又は発注者の指示に従い賠償責任を負うものとする。

- 2 受注者は、受注者の作業従事者が第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の責を負わなければならない。
ただし、発注者の責に帰すべき事由による場合は発注者がその責を負うものとする。

(請負代金の相殺)

第9条 受注者は、この契約により発注者に支払うべき債務を生じたときは、発注者はその金額を請負代金と相殺するものとする。

(作業物件又は作業内容の変更)

第10条 発注者は、都合により作業物件又は作業内容を変更することができるものとする。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者協議してこれを定める。

- 2 発注者は、必要がある場合には作業従事者に対して、随時作業物件を特定して清掃等の作業の中止を求め、又は当該物件の所在場所への立ち入りを禁止することができる。

(契約の解除)

第11条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、契約の一部又は全部を解約することができる。

- (1) 受注者が、この契約に定める義務を履行する見込みがないとき。
 - (2) 受注者が、この契約に関し不正行為を行ったとき。
 - (3) 受注者の都合による契約解除の申し出を発注者が応じたとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払うものとする。
- 3 第1条(1)の作業について、契約の一部解除をしたときは、当該作業に係る請負金相当額に対して、解除の日までの日数に応じ、日割計算した額をもって精算する。

(権利義務の譲渡)

第12条 受注者は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(再委託の制限)

第13条 受注者は、委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

- 2 受注者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。
- 4 受注者は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を第1項承認後、速やかに届け出なければならない。
- 5 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要ある場合には、第3項の変更の承認後、速やかに前項の書面を変更し発注者に届けなければならない。
- 6 発注者は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときには、受注者に対して必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第1条に規定する委託費の限度額の50%以下であり、且つ、100万円以下である場合には軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

(個人情報に関する機密保持等)

第14条 受注者及び委託事業に従事する者(従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。)は、この委託事業に関して知り得た個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することとなるものを含む。)を委託事業の遂行に使用する以外に使用し又は提供してはならない。

- 2 受注者及び委託事業者は、保有した個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前二項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第15条 受注者は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的が達成することが出来ない場合以外には、複製、送信又は持ち出してはならない。

(個人情報の漏洩等の事案の発生における対応)

第16条 受注者は保有した個人情報について、漏洩等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害拡大防止等のための必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第17条 受注者は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、発注者より提供された個人情報については返却しなければならない。

(再委託の条件)

第18条 受注者は、発注者の承認を受けこの委託事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関する必要且つ適切な監督を行い第6条から前条までに規定する発注者に対する義務を当該第三者に約さなければならない。

(談合等の不正行為による解除)

第19条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第20条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約予定総額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約予定総額の100分の10に相当する額のほか、契約予定総額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を逃れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(信義則条項)

第21条 発注者及び受注者は、信義に基づき誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

(紛争の解決)

第23条 この契約について紛争が生じた場合は、発注者受注者双方が協議決定した第三者の調停により解決を図るものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、発注者受注者双方記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 長野県飯田市座光寺5152-1
分任支出負担行為担当官
中部森林管理局
伊那谷総合治山事業所長 中嶋 章

受注者

別 紙

契約金額内訳書

作業対象期間:令和8年4月1日令和9年3月31日

月	月 日数	除 外 日 数				作 業 日 数	日 単 価	月 額	消 費 税	税 込 支 払 額	備 考
		土 曜	日 曜	祝 日 等	控 除 日 計						
4	30	4	4	1	9	21					日常定期清掃業務
5	31	5	5	3	13	18					
6	30	4	4	0	8	22					
7	31	4	4	1	9	22					
8	31	5	5	1	11	20					
9	30	4	4	3	11	19					
10	31	5	4	1	10	21					
11	30	4	5	2	11	19					
12	31	4	4	3	11	20					
1	31	5	5	2	12	19					
2	28	4	4	2	10	18					
3	31	4	4	1	9	22					
計	365	52	52	20	124	241					

窓拭き	回 数	金 額	消 費 税	税込支払額
計	年1回			
合計				